

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月、5年1月及び6年3月から8年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年12月及び5年1月は26万円、6年3月から8年12月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月12日から9年1月7日まで  
② 平成9年3月25日から10年2月1日まで

A社（申立期間①）とB社（申立期間②）から社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と、給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額が相違している。

当時の給与支払明細書も所持しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の給料支払明細書（平成5年1月から8年12月までのうち、28か月分）に記載されている厚生年金保険料の控除額が申立人の主張する標準報酬月額に基づくものであること、及び平成8年10月から12月までの給料の支給額に変更は無く、申立人からも、勤務条件等に変更があった旨の供述は無いことを踏まえると、申立人は、平成4年12月、5年1月及び6年3月から8年12月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、平成4年12月及び5年1月は26万円、6年3月から8年12月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成9年1月7日に適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから確認できないが、申立人提出の給料支払明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額が2年間以上の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成4年5月から同年11月までの期間、及び5年2月から6年2月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給料支払明細書は無く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、毎月の給与のほかに賞与に係る厚生年金保険料を控除されていた旨主張しており、申立人提出の稼働表（給料支払明細書）（平成9年6月から同年8月までの期間及び同年10月の4か月分）によれば、それぞれの月において賞与額の0.5パーセントに当たる特別保険料が控除されていることが確認できるところ、平成15年4月1日の厚生年金保険法の改正までは、賞与に係る特別保険料は被保険者の加入記録には反映されない。

また、当該稼働表によれば、申立期間②における給与月額に係る厚生年金保険料は社会保険庁の管理するオンライン記録にある標準報酬月額に基づく保険料と一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年8月31日まで

平成10年ころに、滞納保険料の整理のため、代表取締役である夫が一人で手形及び現金を持参して2回ほど社会保険事務所へ出向いた。

夫は、社会保険から脱退するという認識はあったが、標準報酬月額を<sup>そきゆう</sup>遡及して引き下げるとい認識は一切無かったとしており、社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成10年8月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年9月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（30万円）が、9年5月までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は代表取締役の妻であり、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、申立期間において取締役であったことが確認できるが、連絡の取れた複数の元従業員の証言から、申立人は専ら仕入れと販売を担当しており、社会保険関係事務については関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（30万円）に訂正することが必要と認められる。

## 旭川厚生年金 事案296

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月29日から61年1月7日まで

営業部長からの出向命令により、当時勤務していたB社から、関連会社であるA社に出向したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人以外にも、B社からA社へ異動した者が二人確認できるが、両事業所は同一事業主であり、関連事業所であったことが推認されるところ、当該異動による厚生年金保険の未加入期間は無い上、申立人が、昭和62年12月1日にA社から、B社の後継会社であるC社に異動した際にも厚生年金保険の未加入期間は無いことを踏まえれば、当時、当該2事業所の間での異動者については継続して厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

また、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和60年12月29日にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、B社の後継会社であるC社は、「(B社では、)給与については当月払いであり、厚生年金保険料については翌月控除であった。」と回答しており、同社提出の61年1月の給与支払明細表に申立人に係る記載は無く、60年12月の給与支払明細表には1か月分の厚生年金保

険料の控除しか確認できないほか、B社の取締役営業部長であった者からの申立人に対する出向命令を行った旨の証言を踏まえれば、申立人は、同年12月中にA社に出向したものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、B社の関連会社に継続して勤務し（昭和60年12月29日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成10年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから確認はできないが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川厚生年金 事案297

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年8月から6年4月までの期間については36万円、同年5月から同年8月までの期間については20万円、同年9月及び同年10月は36万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年11月30日まで  
A社では、代表取締役として勤務していた。

兄が、B市にある本社で代表取締役社長として勤務しており、私はC町にある営業所で配送業務を行っていた。

私は、当時の社会保険関係の担当者が誰であったかは知らず、標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることについて説明もされなかったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の平成5年8月から6年4月までの期間（36万円）、同年5月から同年8月までの期間（20万円）、同年9月（36万円）及び同年10月（36万円）の標準報酬月額が、A社が適用事業所ではなくなった日（平成6年11月30日）の後の同年12月20日付けで、資格取得日（平成5年8月1日）にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人以外にも代表取締役（社長）が在職し、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、もう1人の代表取締役（社長）が事業主になっており、事業主である代表取締役（社長）及び取締役2人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成

6年12月20日付けで、資格取得日（平成5年5月1日）までさかのぼって減額訂正されていることが確認できるところ、連絡の取れた元役員及び元従業員（C町に所在する営業所の同僚）は、「申立人はC町に所在する営業所でトラックの運転手として一緒に勤務していた。」と証言しており、また、他の従業員3人からは、「申立人とは会社（B市に所在する本社）では会ったことがない。」旨の証言を得ていることから、申立人は、専ら、当該事業所のC町にある営業所でトラックの運転手として勤務していたものと考えられる。社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、C町に所在する営業所が単独で適用事業所となった記録は見当たらず、B市に所在する本社一括で厚生年金保険の適用となっていることを踏まえれば、申立人は代表取締役ではあったものの、社会保険事務に関与しておらず、当該訂正処理に係る権限も有していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成5年8月から6年4月までの期間は36万円、同年5月から同年8月までの期間は20万円、同年9月及び同年10月は36万円）と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで  
昭和44年に、20歳になった記念にA市B支所で国民年金に加入した。夫は私よりも7歳年上で、後々困らないようにと、夫と二人で手続に行った。国民年金保険料は、私か夫が同支所や金融機関で納めていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年にA市B支所で国民年金に加入する手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、48年7月16日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料は、申立人か申立人の夫がB支所や金融機関できちんと納めていたと主張しており、申立人及び夫には、年度をさかのぼって保険料を納付した記憶は無いことから、申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和48年度の4月分から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月

勤めていた会社を平成12年4月に退職した後、自分の国民年金の加入手続が自動的に行われ、国民年金保険料と国民健康保険料の納付書と一緒に送られてきた。

2、3回督促を受けた後、書類に書いてあった問合せ先に確認したところ、再就職先に勤務するまでの期間の保険料を納める必要があることが分かったので、平成12年7月ころにA市役所で国民年金保険料と国民健康保険料を納付した。

申立期間の社会保険庁の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を平成12年4月に退職した後、自分の国民年金の加入手続が自動的に行われ、同年7月ころにA市役所で申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付したと主張しているが、国民年金への加入手続が自動的に行われていたことをうかがわせる事情等は見当たらず、社会保険庁の記録から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を12年4月21日に喪失後、社会保険事務所が国民年金の未加入者に対して行う国民年金への適用勧奨が14年2月20日付けで申立人に対して行われていることが確認できる上、A市の国民年金資格得喪記録から、申立人が国民年金へ加入する届出を行ったのは15年6月12日であることが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入者であったと推認され、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が国民年金へ加入する届出を行った平成15年6月12日の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 7 月まで  
昭和 61 年 9 月から薬局を経営し、このときに夫婦そろって、A 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。

夫婦の国民年金保険料は、私が B 市の納付書で遅れることなく納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月に夫婦そろって国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を遅れることなく納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第 3 号被保険者資格の事務処理日から、平成 2 年 11 月ころと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効のため保険料を納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、平成元年及び 2 年の確定申告書の控えが提出されているが、元年の確定申告書では、社会保険料控除の欄に、保険料の記載は無く、2 年の確定申告書では、2 年 1 月から同年 12 月までの一人分の国民年金保険料の金額しか記載されていない上、この金額は、申立人の妻の納付記録と一致することから、当該資料をもって申立期間における夫婦二人分の保険料を納付していたとは推認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年3月まで  
昭和61年9月から薬局を経営し、このときに夫婦そろって、A社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。  
夫婦の国民年金保険料は、夫がB市の納付書で遅れることなく納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第3号被保険者資格の事務処理日から、昭和61年9月から10月までの間に払い出されたものであると推認されるが、社会保険庁の記録から、申立期間前の61年4月から同年8月までの期間は国民年金保険料の納付を必要としない第3号被保険者となっており、申立期間についても申立期間後の63年8月23日に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていることが確認できることから、申立人が61年9月ころに行ったのは、第3号被保険者資格の取得手続であったと考えられる。

このため、申立期間当時は、申立人は第3号被保険者であったと考えられるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫がB市の納付書で遅れることなく納付していたと主張しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に未納となっており、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案298

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年5月1日まで

A社（申立期間は、B協同組合において厚生年金保険を適用）には、同事業所の場長から誘いの話があり、書面で雇用契約を結び、昭和32年4月1日から正社員として勤務した。B協同組合の当時の経理担当者から勤務条件及び社会保険の加入について説明を受けた記憶がある。

厚生年金保険の加入が昭和35年5月1日からとなっているが、B協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった32年6月1日から厚生年金保険に加入し、保険料が同年6月の給与から控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和32年4月1日から勤務していたと主張しており、申立人提出の写真の裏面には、「1957（昭和32年）.12.18」（もう一つの印の日付は「31.12.18」）、「A社」の印が押されていることが確認できることから、申立人が申立期間当時に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時にB協同組合において厚生年金保険の加入記録のある元従業員からは、申立人の申立期間における勤務実態に係る証言は得られず、このほか、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人は、A社には申立人を含めて3人が勤務していたと述べているが、社会保険事務所の保管するB協同組合に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、B協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月1日から厚生年金保険の加入記録のある者は、「場長」という立場で市場を

仕切っていたとする一人だけであり、もう一人の同僚には、B協同組合において厚生年金保険の加入記録が存在しないことから、申立期間当時、A社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る記号番号は、昭和35年6月25日に払出し（昭和35年5月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得）されたものであることが確認できる上、B協同組合に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案299

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から10年8月31日まで

平成10年ころに、滞納保険料の整理のため、自分一人で手形及び現金を持参して2回ほど社会保険事務所へ出向いた。2回目に出向いた時に、社会保険関係の資料と社判及び代表者印を一緒に持参した記憶があり、代表取締役である自分の60歳からの年金受給が可能である旨の説明、及び年金見込額について書類の交付を受け、社会保険事務所からは、社会保険の加入について一度休止したほうが良いのではないかという説明があったと記憶している。

社会保険から脱退するという認識はあったが、標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げるという認識は一切無く、社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成10年8月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年9月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59万円）が、9年5月までさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、滞納した社会保険料を平成10年8月31日に現金と手形2通で納付したと主張しているが、同年3月から同年7月までの社会保険料については、納付記録は確認できないことから、当該期間の保険料を滞納していた事情がうかがえ、また、申立人は、経理及び社会保険の手続は申立人自身で行っていたとしていることを踏まえると、当該事業所の代表取締役である申立人が一切関与せずに当該減額処理に係る届出がなされたとは考え難

い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、自らの当該標準報酬月額の特減処理に関与しながら当該訂正処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から39年4月1日まで

A社の社員募集広告を見て応募し、正社員として採用され映写技師の仕事をした。当時、勤務条件の説明を受けた記憶は無いが、健康保険証を受けており、給与明細書には健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があったと記憶している。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険被保険者原票から、申立人は、A社ではなくB社において昭和36年2月1日（取得）から40年5月7日（喪失）までの期間について健康保険のみの加入記録が存在していることが確認できるとともに、適用事業所名簿から、B社は健康保険のみの適用事業所であったことが確認できる。

また、申立期間当時に申立人と同じ映画館に勤務していた同職種（映写技師）の同僚は、「入社の際に厚生年金保険の加入を申し込んだら、事務職、電話交換手及びボイラー系の従業員は厚生年金保険に加入させるが、映画館、喫茶店及びゲームコーナー等の現場従業員は、健康保険に加入させていると説明を受けた。厚生年金保険料を控除されるようになったのは、職種が事務職に変わってからである。」と証言しており、元従業員（入場券売場勤務）は、「入社の際に、厚生年金保険に加入させないと説明があり、昭和52年になってから、給与から厚生年金保険料を控除する説明があった。」と証言しているところ、これら2人についても、申立期間において健康保険のみの加入記録が存在しており、当該健康保険の加入期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。